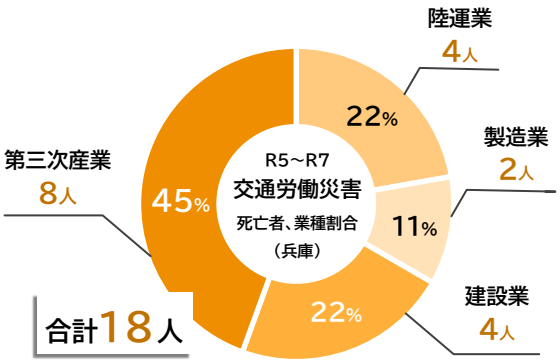
自動車等の運転業務に
労働者を従事させている事業場の皆さまへ

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、死亡労働災害の約2割を占めています。いわゆる緑ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。
交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

多くは陸上貨物運送業以外で発生！

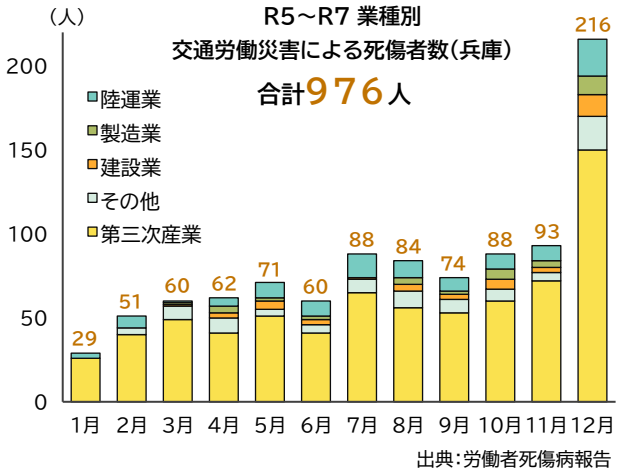
交通労働災害の約5割が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、陸上貨物運送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



12月に多く発生！

交通労働災害は、12月に多く発生しています。
積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。





出典：労働者死傷病報告

死亡事例（冬季）

カーブを曲がり切れず（1名死亡）	訪問介護に向かう途中で（1名死亡）	信号機のない交差点で（1名死亡）	ゴミ収集作業中に（1名死亡）
大型トラックを運転して国道を走行していたところ、右カーブを曲がり切れず横転して、道路外の工場建屋に激突したもの。	被災者が、在宅介護の訪問先から別の訪問先に市道を自転車で向かっていたところに、前方車両を追い越そうと反対車線に出ていた軽貨物自動車が横転し、被災者がはねられたもの。	被災者は、所属する店舗から他店舗に応援に行くため、片側2車線の国道をバイクで走行中に、信号機のない交差点で、対向車線を走行し右折してきた軽乗用車と衝突した。	被災者が運転していたごみ収集車を路上に停止させ、少し離れた場所のごみ収集箱へ向かうため降車した直後、無人のごみ収集車が動き出した。慌てて停止させようとした際、収集車のドアに頭部を挟まれたもの。

厚生労働省 兵庫労働局

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

二輪車運転対策

・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。



特に冬季に必要な配慮

視認性向上

・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

季節・天候対策

・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮

（交通労働災害防止のためのガイドライン）

適正な労働時間等管理・走行管理

・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

点呼の実施

・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

荷役作業を行わせる場合

・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

交通労働災害防止の意識高揚

・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

教育の実施

以下を含め、雇入れ時などの日常の安全衛生教育を実施する。
・十分な睡眠時間の必要性の理解
・飲酒による運転への影響の理解
・交通危険予知訓練による安全確保
・交通安全情報マップによる実態把握

その他

・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。



● 交通労働災害について、詳しくは以下のサイトをご覧ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

交通労働災害を防止するために

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html

R8.11